

農林水産政策に関する提言・重点要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

また、農林水産業の戸別所得補償制度等については、その詳細を早急に明らかにするとともに、都市自治体の意見を十分踏まえ、事務コストの増加をもたらさない効率的な制度を検討されたい。

1. 米政策の推進について

- (1) 米戸別所得補償制度については、具体的な内容を早急に明らかにするとともに、農家が安心して生産できる制度とすること。
- (2) 水田を有効活用して、麦・大豆・新規需要米等の生産を行う販売農家に対する財政支援の充実を図るとともに、新規需要米の流通経路の確立など生産拡大に向けた支援策を講じること。

2. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化について

- (1) 配合飼料の価格の上昇が畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国産飼料の増産につながる取組を推進すること。
- (2) 現行の配合飼料価格安定制度のあり方の見直しを行うなど、畜産・酪農農家の経営支援に向けた抜本的な経営安定対策を推進すること。

3. 中山間地域等直接支払制度については、平成 22 年度以降も継続するとともに、手続きの簡素化や要件の緩和、財政措置の充実強化など、制度の更なる見直しを行うこと。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里（いわゆる限界集落）」をはじめとする農山村の振興・活性化を図るため、農地・水・環境保全向上対策など諸施策の推進及び財政支援措置を充実強化すること。

4. 森林整備等の推進について

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。

(2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

5. 水産基本法に則り、水産業の経営安定対策のさらなる充実強化を図るとともに、漁港整備の推進のため、必要な財政措置を講じること。

また、離島漁業再生支援交付金制度については平成 22 年度以降も継続すること。